

盟国及び第三十二条に規定する同機関の非加盟国並びに国際連合に対し、第三十一条及び第三十二条に規定するすべての批准書、受諾書及び加入書の奇記並びに前条に規定する趣意を通報する。

第三十七条

- 1 この条約は、国際連合教育科学文化機関の総会において改正することができる。その改正は、改正条約の当該国となる國のみを拘束する。
- 2 新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、批准書又は加入書の奇記並びに前条の開設は、その改正条約が効力を生ずる日終止する。

第三十八条

この条約は、国際連合教育科学文化機関事務局長の要請により、国際連合憲章第二十二条の規定に従って、国際連合事務局に登録する。

一千九百七十二年十一月二十三日にパリで、総会の第十七回会期の議長及び国際連合教育科学文化機関事務局長の署名を有する本書に墨を施成した。これららの本書は、同機関に登記するものとして、その認証原本は、本条第三十一条及び第三十二条に規定するすべての國並びに国際連合に送付する。

以上は、国際連合教育科学文化機関の総会が、パリで開催されて一千九百七十二年十一月二十三日に開会を宣言されたその第十七回会期において、正當に採択した条約の真正な本文である。

以上の誓文にて、我々は、一千九百七十二年十一月二十三日に署名した。

◎ローハトハ条約(C-1TUS)

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)

作成署名 一九七三年三月三日(ラシントン)
效力発生日 一九七五年一二月二一日
日本国
月二九日内閣決定、八月六日受諾書
審定、八月二三日公布・条約第二五
改正号 一九七九年六月二二日採択(ボン)、
八七年四月一三日効力発生日(日本国)
八七年四月一〇日公布・条約第一号

締約国は

美しくかわら多様な形態を有する野生動植物が現在及び将来の世代のために保護されなければならない地球の自然の系のかけがえのない一部をなすものであることを認識し、
野生動植物についてはその価値が芸術上、科学上、文化上、レクリエーション上及び経済上の見地から絶えず増大するものであることを意識し、
国民及び国家がそれの国における野生動植物の最も良の保護者であり、また最も保護者でなければならぬならないことを認識し、
更に、野生動植物の一走の種が過度に国際取引に利用されるりどないようこれらの種を保護するために国際協力が重要であることを認識し、
このため、適切な措置を緊急にとる必要があること

を確信して、
次のとおり協定した。

第一条 定義

この条約の適用上、文脈によつて別に解釈される場合を除くほか、

- (a) 「種」とは、種若しくは亞種又は種若しくは種に係る地理的に隔離された個体群をいう。
- (b) 「標本」とは、次のものをいう。
 - (i) 動物の別を問わず動物又は植物の個体に掲げる種の個体の部分若しくは派生物であつて容易に識別することができるもの、又は附属書IIIに掲げる種の個体の部分若しくは派生物であつて容易に識別することができるもののうちそれぞれの種について附属書IIIにより特定されるるもの
 - (ii) 植物にあつては、附属書Iに掲げる種の個体の部分若しくは派生物であつて容易に識別することができるもの、又は附属書II若しくは附属書IIIに掲げる種の個体の部分若しくは派生物であつて容易に識別することができるもののうちそれぞれの種について附属書II若しくは附属書IIIにより特定されるもの
- (c) 「取引」とは、輸出、再輸出、輸入又は海から陸への持込みをいう。
- (d) 「再輸出」とは、既に輸入されている標本を輸出することをいいう。
- (e) 「海からの持込み」とは、いずれの国の管轄の下にない海上環境において捕獲され又は採取された種の標本をうちかの国へ輸送することをいう。
- (f) 「科学当局」とは、第九条の規定により指定される國の科学機関をいう。

前に殆ど受けた輸出許可書を事前に提出することを必要とする。輸出許可書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。

- (a) 輸出国の科学当局が、標本の輸出が当該標本に係る種の存続を脅かすこととなるないと助言したこと。
- (b) 輸出国の科学当局が、標本が動物の保護に関する自國の法令に違反して入手されたものでないと認めること。

- (c) 生きている標本の場合には、輸出国の科学当局が、標本を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするよう常に看護されかづつ輸送されることが認めること。
- (d) 輸出国の科学当局が、標本につき輸入許可書の発給を受けていると認めること。

3 附屬書Iに掲げる種の標本の輸入について

- (a) 輸入国の科学当局が、標本の輸入が当該標本に係る種の存続を脅かす目的のために行われるものでないと助言したこと。
- (b) 生きている標本の場合には、輸入国の科学当局が、受領しようとする者がこれを収容し及びその世話をするための適当な設備を有していると認めること。

- (c) 輸入国の科学当局が、標本が主として商業的目的のために使用されるものでないと認めること。

- 4 附屬書Iに掲げる種の標本の再輸出については、事前に委託を受けた再輸出証明書を事前に提出することを必要とする。再輸出証明書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。

(a) 再輸出国の管理当局が、標本がこの条約に定めるところにより自國に輸入されたと認める。

- (b) 生きている標本の場合には、再輸出国の管理当局が、標本を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするよう常に看護されかづつ輸送されることが認めること。
- (c) 生きている標本の場合には、再輸出国の管理当局が、輸入許可書の発給を受けていると認めること。

5 附屬書Iに掲げる種の標本の海からの持込みについては、当該持込みがされる國の科学当局から事前に明証書の発給を受けていることを必要とする。証明書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。

- (a) 当該持込みがされる國の科学当局が、標本の持込みが当該標本に係る種の存続を脅かすこととなるないと助言していること。
- (b) 生きてている標本の場合には、当該持込みがされる國の科学当局が、受領しようとする者がこれを収容し及びその世話をするための適当な設備を有していると認めること。

- (c) 当該持込みがされる國の科学当局が、標本が主として商業的目的のために使用されるものでないと認めること。

第四条 附屬書IIに掲げる種の標本の取引に対する規制

1 附屬書IIに掲げる種の標本の取引は、この条に定めるとおりに行う。

2 附屬書IIに掲げる種の標本の輸出については、事前に委託を受けた輸出許可書を事前に提出することを必要とする。輸出許可書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。

- (a) 輸出国の科学当局が、標本の輸出が当該標本に

- (b) 輸出国は、標本が動植物の保護に関する自國の法令に違反して入手されたものでないことを認める。
- (c) 生きている標本の場合には、輸出国の管理当局が、標本を受け取ったときに、標本は危険を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小なくするよう適切な措置をとることを認める。
- 3 締約国の科学当局は、附属書Ⅱに掲げる種の標本に係る輸出許可書の発給及びこれららの標本の実際の輸出について監視する。科学当局は、附属書Ⅱに掲げるいすれかの種につき、その属する生態系における役割を果たすことのできる個体数の水準を及び附属書Ⅱに掲げることとなるよう当該いすれかの種の個体数の水準よりも十分に高い個体数の水準を当該いすれかの種の分布地域全体にわたって維持するためにその標本の輸出を制限する必要があると決定する場合には、適当な管理当局に対し、その標本に係る輸出許可書の発給を制限するために、そのべきを適当な措置を助言する。
- 4 附属書Ⅱに掲げる種の標本の輸入については、輸出許可書又は再輸出証明書を事前に提出することを必要とする。
- 5 附属書Ⅱに掲げる種の標本の再輸出については、事前に発給を受けた再輸出証明書を事前に提出することを必要とする。再輸出証明書は、次の条件が満たされた場合のみ発給される。
- (a) 再輸出国は、標本がこの条約に定めるところにより自國に輸入されたと認める。
- (b) 生きている標本の場合には、再輸出国の管理当局が、標を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小なくするよ

うに準備され、かつ、輸送されることが認められること。

- 6 附属書Ⅱに掲げる種の標本の海からの持込みについては、当該持込みがされる国の管理当局から事前に証明書の発給を受けさせることを必要とする。証明書は、次の条件が満たされた場合のみ発給される。
- (a) 当該持込みがされる国の科学当局が、標本の持込みが当該標本に係る種の在統を脅かすこととなるないと助言していること。
- (b) 生きている標本の場合には、当該持込みがされる国の管理当局が、標を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小なくするよう

に準備され、かつ、輸送されることが認められること。

- 3 附属書Ⅲに掲げる種の標本の輸入については、規定が適用される場合を除くほか、原産地証明書及びその輸入が附属書Ⅲに当該種を掲げた国から行われるものである場合には輸出許可書を事前に提出することを必要とする。

4 輸出国は、再輸出に係る標本につき、再輸出国内で加工された標本であること又は再輸出される標本であることを証する再輸出国の管理当局が発給した証明書をこの条約が遵守している証拠として認容する。

1 第六条 許可書及び証明書

- 1 この条に定めるところどおりに行は。
- 2 附屬書Ⅲには、附屬書Ⅲのひな形に明示する事項を記載するものとし、輸出許可書は、その発給の日から六箇月の期間内に行われる輸出についてのみ使用することができる。

3 附屬書Ⅲに掲げる種の標本の取引に対する規定

- 1 附屬書Ⅲに掲げる種の標本の取引は、この条に定めるところにより行は。
- 2 附屬書Ⅲに掲げる種の標本の輸出に附屬書Ⅲに当該種を掲げた国から行われるものについては、事前に発給を受けた輸出許可書を事前に提出することを必要とする。輸出許可書は、次の条件が満たされた場合のみ発給される。

(a) 輸出国の管理当局が、標本が動植物の保護に関する自國の法令に違反して入手されたものでないことを認める。

(b) 生きている標本の場合には、輸出国の管理当局が、標を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小なくするよ

うに準備され、かつ、輸送されることが認められること。

6 附屬書Ⅲに掲げる種の標本の輸入について輸出される輸出許可書又は再輸出証明書及びこれらに付する輸入許可書を失効させた上保管する。

7 別管理当局は、適当かつ可能な場合には、標本の識別に資するため標本にマークを付することができます。このアの規定の適用上、「マーク」とは、標の

ない者による標識ができないものとするように工夫された標本の識別のための消すことのできない印、封緘その他の適当な方法をいう。

第七条 取引に係る免除等に関する特別規定

1 第三条から第五条までの規定は、標本が締約国の領域を通過し又は締約国の領域において譲り替えられる場合には、適用しない。ただし、これらの標本が船舶の管理の下にあることを条件とする。

2 第三条から第五条までの規定は、標本につき、この条約が当該標本に適用される前に取得されたものであると輸出国又は再輸出国の管理当局が認める場合において、当該管理当局がその旨の証明書を発給するときは、適用しない。

3 第三条から第五条までの規定は、手書き又は象嵌である標本については、適用しない。ただし、次の標本(標本の取引がこの条約の当該標本についての適用前になされたと管理当局が認める標本を除く。)については、適用する。

(a) 附屬書Ⅰに掲げる種の標本にあつては、その所有者が通常居住する國の外において取得して当該

(b) 附屬書Ⅱに掲げる種の標本にあつては、(1)その所有者が通常居住する國以外の國(その標本が野生の状態で捕獲され又は採取された國に限る。)において取得し、(2)当該所有者が通常居住する國へ輸入し、かつ(3)その標本が野生の状態で捕獲され又は採取された國においてその輸出につき輸出

4 許可書の事前の発給が必要とされているものに掲げる標の標本であつて商業的のため飼育により繁殖させたもの又は附屬書Ⅰに掲げる動物の標本であつて商業的に繁殖させたものは、附屬書Ⅱに掲げる種の

標本とみなす。

5 動物の種の標本が銅膏により繁殖させたものであり若しくは植物の種の標本が人工的に繁殖させたものであり又は動物若しくは植物の種の標本がこれららの繁殖させた標本の部分若しくは派生物であると輸出国の管理当局が認める場合には、当該管理当局によるその旨の証明書は、第三条から第五条までの規定により必要とされる許可書又は証明書に代わるものとして認められる。

6 第三条から第五条までの規定は、管理当局が発給し又は承認したレベルの付された階葉標本その他の保存され、乾燥され又は包埋された博物館用の標本及び当該レベルの付された生きている植物が、管理当局に登録されている科学者又は科学施設の間で商業的目的以外の目的の下に貸与され、贈与され又は交換される場合には、適用しない。

7 物展その他は、移動動物園、サーカス、動物展、植物展等の他の移動展示会を開催する標本の移動に於いて第三条から第五条までの要件を免除し、許可書又は証明書なしにこれらの標本の移動を認めることができる。ただし、次のことを条件とする。

(a) 輸出者又は輸入者が、標本の詳細について管理当局に登録すること。

(b) 標本が2又は5のいすれかに規定する標本に該当するものである。

(c) 生きている標本の場合には、管理当局が、標を

受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待さ

れる危険性をできる限り小なくするよう輸送を

及ぼす世話をさけると認める。

1 第八条 締約国との措置

締約国は、この条約を実施するため及びこの条約に違反して行われる標の取引を防止するため、適

(a) 違反に係る標本の取引若しくは所持又はいかの双方について処罰すること。

2 約国は、この措置に加え、必要と認めるときは、この条約を適用するためとられた措置に違反して行われた取引に係る標の没収の結果真うことにとなつた費用の範囲における支拂方法について定まることができる。

3 締約国は、標本の取引上必要な手続が遅やかに完了することができると認めると確保する。締約国は、その手続の完了を容易にするため、通關のために標本が提示示される輸出港及び輸入港を指定することができます。締約国は、まだ、生きている標本につき、通常保管又は輸送の間に標を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小なくするよう適切に世話をすることを確保する。

4 上の措置がとられるに当たり生きている標本が没収される場合には、

(a) 当該標本は、没収した國の管理当局に引き渡される。

(b) (a)の管理当局は、当該標本の輸出國との協議の後、当該標本を、当該輸出國の負担する費用で当該輸出國に返送し又は保護センター若しくは管理当局の適当かつりの条約の目的に沿うと認める他の場所に送る。

(c) (a)の管理当局は、(b)の規定に基づく決定(保護センター又は他の場所の選定に係る決定を含む)を容易にするため、科学当局の助言を求める。

5 4にいう保護センターとは、生きている標本、特

- 6.9 生に、没収された生きている標本の健康を維持し又は育養を助けるために管理当局の指定する施設をいはる。
- 6.10 締約国は、附屬書I、附屬書II及び附屬書IIIに掲げる種の標本の取引について次の事項に関する記録を保持する。
- (b) (a) 輸出者及び輸入者の氏名又は名称及び住所並びに可能な場合には標本の大きさ及び性別を記録する。
- 7.1 並びにこの条約の実施に関する次の定期的な報告書を作成し、事務局に送付する。
- (a) 6.10に掲げる事項に関する情報の概要を含む年次報告書。
- (b) この条約の実施を監視するためにとられた立法措置、規制措置及び行政措置に関する二年ごとの報告書。
- 8.1 これらの報告書に係る情報は、関係締約国の法令に反しない限り公開される。

第九条 管理当局及び科学当局

1. この条約の適用上、各締約国は、次の当局を指定する。
- (a) 自國のために許可書又は証明書を発給する権限を有する一又は二以上の管理当局。
2. 批准書、受證書、承認書又は加入書を寄託する国は、これらの寄託の際に、他の締約国及び事務局と連絡する権限を有する一の管理当局の名称及び住所を指定する。
3. 締約国は、1.の規定による指定及び2の規定による通報に係る変更が他のすべての締約国に伝達されるようにこれらの変更を事務局に通報する。
4. 2の管理当局は、事務局又は他の締約国の管理當

5. 6. 関若しくは団体の援助を受けることとする。
2. 事務局は、次の任務を遂行する。
- (a) 締約国の会合を準備し及びその会合のための役務を提供すること。
- (b) 第十五条及び第十六条の規定により与えられる任務を遂行すること。
- (c) 締約国会議の承認する計画に従い、この条約の実施に着手する科学的及び技術的研究（生きている標本につき適切に準備し、輸送するための基準に関する研究及び標本の識別方法に関する研究を含む。）を行らること。
- (d) 締約国の報告書を研究すること及び締約国の報告書に關する追加的情報であつてこの条約の実施を確保するため必要となるものを当該締約国に譲り受けること。
- (e) この条約の目的に關連する事項について締約国に譲り受けること。
- (f) 最新の内容の附屬書I、附屬書II及び附屬書IIIをこれらの附屬書に掲げる種の標本の識別を容易にする情報をともに定期的に刊行し、締約国に配布すること。
- (g) 締約国を利用供するため事務局の業務及びこの条約の実施に關する年次報告書を作成し並びに締約国がその会合において要請する他の報告書を作成すること。
- (h) この条約の目的を達成し及びこの条約を実施するための報告を行うこと（科学的及び技術的性格の情報交換による報告を行うことを含む）。
3. 締約国は、附屬書Iに掲げる種の標本の取引に係る他の任務を遂行すること。

第十一条 國際的な措置

1. 事務局は、受領した情報を参考にして、附屬書I又は附屬書IIに掲げる種がその標本の取引によつて置かじくない影響を受けていると認める場合はこ

局から要請があつたときは、許可書又は証明書を認証するために使用する印章その他のものの図案を通報する。

第十条 この条約の締約国でない国との取引

締約国は、この条約の締約国でない国との間で輸出、輸入又は再輸出を行う場合には、当該この条約の締約国でない国の機関のある当該が発給する文書であつて、その発給の要件がこの条約の許可書又は証明書の発給の要件と実質的に一致しているものをしてこの条約にいう許可書又は証明書に代わるものとして認定することができる。

第十一条 締約国会議

1. 事務局は、この条約の効力発生の後二年内、締約国会議を招集する。
2. その後、事務局は、締約国会議が別段の決定を行わない限り少なくとも一年に一回通常会合を招集するものとして、締約国の少なくとも三分の一が反対しない限り、規則を作成するに及ぶ行政規則を採択すること。
3. 締約国は、通常会合又は特別会合を招集するものであるかを問はず、この条約の実施状況を検討するものとして、次のことを行うことができる。
- (a) 事務局の任務の遂行を可能にするために必要な規則を作成するに及ぶ行政規則を採択すること。
- (b) 第十五条の規定に従つて附屬書I及び附屬書IIの改正を検討し及び採択すること。
- (c) 附屬書I、附屬書II及び附屬書IIIに掲げる種の回復及び保存に係る進展について検討すること。
- (d) 事務局又は締約国が提出する報告書を受領し及び検討すること。
- (e) 適切な場合には、この条約の実効性を改善する

ための報告を行らしむ。

4. 締約国は、通常会合において、2の規定により開催される次の回の通常会合の時期及び場所を決定することができる。

5. 締約国は、いずれの会合においても、当該会合のための手続規則を制定することができます。

6. たゞ、その手続規則の専門機関及び国際原子力機関並びにこの条約の締約国でない国は、締約国会議の会合にオブザーバーを出席をめざすことができる。オブザーバーは、出席する権利を有するが、投票する権利は有しない。

7. 野生動植物の保護、保存又は管理について専門的な能力を有する次の機関又は団体であつて、締約国会議の会合にオブザーバーを出席をめざすことを希望する旨事務局に通報したもの（非政府団体が出席する場合の少なくとも三分の一が反対しない限り、（a）政府間又は非政府のものとしてあるかを問わず国際機関又は国際団体及び国内の政府機関又は政府団体

（b）国内の非政府機関又は非政府団体であつて、その所在する国によりこの条約の目的に沿うものであると認められたもの（これらの大ブザーバーは、出席するに及ぶ認められた場合には、出席する権利を有するが、投票する権利は有しない）。

第十二条 事務局

1. 事務局の役務は、この条約の効力発生に伴い、国際要合規則計画事務局長が提供する。同事務局長は、運営と協力する程度及び方法で、野生動植物の保護、保存及び管理について専門的な能力を有する政府間の若しくは非政府の適当な国際機関若しくは国際団体又は政府の若しくは非政府の適当な国内の機

の検査の分野に關するものを作成。

3. この条約は、共通の对外貿易規制を確立し若しくは維持し、かつ、その構成国間の貿易規制を撤廃する同盟若しくは地域的な貿易機構を創設する条約若しくは国際協定であつて現在結ばれており若しくは将来結ばれるものある条約若しくは国際協定に基づく義務のうち、これらの条約若しくは国際協定に基づく義務のうち、これらの条約又は地域的な貿易機構の構成国間の貿易に關するものにかかる影響も及ぼすものではない。

4. この条約の締約国は、自國がその締約國である他の条約又は国際協定がこの条約の効力発生の時に有効であり、かつ、当該他の条約又は国際協定に基づき附屬書IIに掲げる海産の種に対し保護を受けていた場合に、自國において登録された船舶が当該他の条約又は国際協定に基づいて捕獲され又は採取された旨の特徴が記載された國の管理当局の登録する證明書のみを必要とする。

5. 4の規定により捕獲され又は採取された標本の輸出についてば、第三条から第五条までの規定にかかる規則に基づいて捕獲され又は採取された旨の特徴が記載された國の管理当局の登録する證明書のみを必要とする。

6. この条約のいかなる規定も、国際連合総会議第二千七百五十号C（第二十五回会期）に基づいて招集される国際連合海洋法会議による海洋法の法典化及び発展を妨げるものではなく、また、海洋法に關し並びに沿岸国及び遠隔の管轄権の性質及び範囲に關する現在又は将来におけるいすれの国の中の主張及び法的見解も書するものではない。

1. 締約国会議の会合において附屬書I及び附屬書IIの改正

- (a) の改正をする場合には、次の規定を適用する。
- (b) 締約国は、会合における検討のため、附属書Ⅰ又は附属書Ⅱの改正を提案することができる。改正案は、会合の少なくとも百五十日前に事務局に改正案を提出する。事務局は、改正案の他の締約国への通告及び改正案についての関係団体との協議について、(2)(b)又は(2)(c)の規定を適用するものとして、会合の悪くとも三十日前に改正案に係る回答をすべての締約国に通告する。
- (c) 改正は、出席しあつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。この(1)(b)の規定の適用上、「出席しあつ投票する締約国」とは、出席しあつ賛成票又は反対票を投する締約国をいう。投票を棄権する締約国は、改正の採択に必要な三分の一に算入しない。
- (d) 会合において採択されずに改正是、会合の後九十日ですべての締約国について効力を生ずる。ただし、この規定に基づいて留保を付した締約国については、この規定でない。
- 2 締約国会議の会合と会合との間において附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの改正をする場合には、次の規定を適用する。
- (a) 締約国は、会合と会合との間ににおける検討のため、この(2)に定めるところにより、翻訳手続による附属書Ⅰ又は附属書Ⅱの改正を提案することができる。
- (b) 事務局は、海産の種に関する改正案を受領した場合には、直ちに改正案を締約国に通告する。事務局は、また、当該海産の種に影響を有する活動を行つてゐる政府間団体の提供することができる科学的な資料の入手及び当該政府間団体の実施している保存措置との調整の確保を終的に目的として、当該政府間団体と協議する。事務局は、当該

- 政府間団体の表明した見解及び提供した資料を事務局の認定及び報告とともにできる限り速やかに締約国に通告する。
- (c) 事務局は、海産の種以外の種に関する改正案を受領した場合には直ちに改正案を締約国に通告するものとして、その後できる限り速やかに自己の通告を締約国に通告する。
- (d) 締約国は、事務局が(2)又は(3)の規定についてその勧告を締約国に通告した場合に、改正案を提出する場合には直ちに改正案を締約国に通告する。この規定に付するものとして、(2)(b)又は(2)(c)の規定を適用するものとして、改正案を締約国に通告する。
- (e) 事務局は、(d)の規定に基づいて受領した回答を自己の勧告とともにできる限り速やかに締約国に通告する。
- (f) 事務局が(2)の規定により回答及び勧告を通告した日から六十日以内に改正案に対する異議の通告を受領しない場合には、改正是、その後九十日ですべての締約国について効力を生ずる。ただし、この規定に基づいて留保を付した締約国については、この限りでない。
- (g) 事務局がいすれかの締約国による異議の通告を受領した場合には、改正案は、(h)から(i)までの規定により再強調に付される。
- (h) 事務局は、異議の通告を受領したことを締約国に通報する。
- (i) 事務局が(h)の通報の日から六十日以内に受領したたまに賛成票、反対票及び棄権票の合計が締約国の総数の二分の一に満たない場合には、改正案は、更に検討の対象とするため締約国会議の次回の会合に付託する。
- (j) 受領した票の合計が締約国の総数の二分の一に満たした場合には、改正案は、賛成票及び反対票を投じた締約国の三分の二以上の多数による議決で

- 採択される。
- (k) 事務局は、投票の結果を締約国に通報する。
- (l) 改正案が採択された場合には、改正是、事務局によるその旨の通報の日の後九十日ですべての締約国について効力を生ずる。ただし、この規定に基づいて留保を付した締約国については、この限りでない。
- 3 いすれかの締約国も、(c)又は(2)(i)に規定する九十日の期間内に寄託政府に対し書面による通告を行つることにより、改正について留保を付することができる。締約国は、留保を撤回するまでの間、留保に明示した種に係る取引につきこの条約の締約国でない国として取り扱われる。

第十六条 附屬書Ⅲ及びその改正

- 1 締約国は、いつでも、その種について第二条にいう規制を自國の管轄内において行う必要があると認める種を記載した表を事務局に提出することができる。附屬書Ⅲには、附屬書Ⅲに掲げるべき種を記載した表を提出した締約国の国名、いすれの種の個体の学名及び第一条の規定の適用上これららの種の個体の全部又は派生物であつてそれぞれの種について特定されたものを掲げる。
- 2 事務局は、(1)の規定により提出された表を受領した後できる限り速やかに当該表を締約国に送付する。当該表は、その送付の日の後九十日で附屬書Ⅲの一部として効力を生ずる。締約国は、当該表の受領の後いつでも、寄託政府に対して書面による通告を行ふことにより、いすれの種又はいすれの種の個体の部分若しくは派生物についての留保を付することができる。締約国は、留保を撤回するまでの間、留保に明示した種又は種の個体の部分若しくは派生物に係る取引につきこの条約の締約国でない国として取り扱われる。

- 2 いすれの国が、出生書、交配書、承認書又は加入書を寄託する際に、次のものについて特定の留保を付することができます。
- (b) (a)付けることのできるもの
- 3 いすれの種又は種の個体の部分若しくは派生物であつて附屬書Ⅲにより特定されるもの

- 3 締約国は、この条の規定に基づいて付した留保を撤回するまでの間、留保に明示した特定の種又は特定の種の個体の部分若しくは派生物に係る取引につきこの条約の締約国でない国として取り扱われる。

第二十四条 廉業

- いすれの締約国も、寄託政府に対して書面による通告を行つことにより、この条の規定をいつでも廢棄することができる。

- 廉業は、寄託政府が通告を受領した後十二箇月で効力を生ずる。

第二十五条 寄託政府

- 1 中中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとくじ正しくするにこの条約の原本は、寄託政府に寄託するものとし、寄託政府は、その認証書を本をこの条約に署名し又はこの条約の加入書を寄託記したすべての国に送付する。

- 2 寄託政府は、すべての署名国及び加入国並びに事務局に対し、署名、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託、この条約の効力発生、この条約の改正、留保及びその撤回並びに監督通告を通報する。

- 3 この条約が効力を生じたときは、寄託政府は、国際連合機関第百二条の規定による登録及び公表のためできる限り速やかにその認証書本を国際連合事務局に送付する。

- 以上の証據として、下名の全権委員は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

3 附屬書Ⅲに掲げるべき種を記載した表を提出した締約国は、事務局に對して通報を行ふことによりいつでも特定の種の記載を取り消すことができるものとして、事務局は、その取消しすべての締約国に通告する。取消しは、通告の日の後三十日で効力を生ずる。

4 1の規定により表を提出する締約国は、当該表に記載された種の保護について適用されるすべての国内法令の孚しを、自國がその提出由を通過し得る海事又は事務局がその提出を要請する際は、事務局に提出する。締約国は、自國の表に記載された種が附屬書Ⅲに掲げられている間、当該記載された命令の新しい解釈が採用されることにこれらの改正は解釈を提出する。

1 事務局は、締約国の少なくとも三分の一からの書面による要請があるときは、この条約の改正を検討し及び選択するため、締約国会議の特別会合を招集する。改正は、出席しあつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。この(1)の規定の適用上、「出席しあつ投票する締約国」とは、出席改正案を締約国に通告する。

2 二票を棄権する締約国は、改正の採択に必要な三分の二以上の多数による議決で採択する。

3 改正案を締約国に通告する。

4 改正案は、締約国の三分の一が改正の受諾書を寄託政府に寄託した後六十四日で、改正を受諾した締約国について効力を生ずる。その後、改正是、他の締約国についても、当該他の締約国が改正の受諾書を寄託した後六十日で、効力を生ずる。

一千九百七十三年三月三日にワシントンで作成した。

附属書一 N (附)

◎木ノ条約 (移動性野生動物種の保全に関する条約)

署名 一九七九年六月二三日 (ボン)
効力発生 一九八三年一月一日

締約当事者は、
多様な形態の野生動物が人類の福利のために保全されなければならない地球の自然系のかかがえのない一部であることを認め、

人類のそれぞれの世代は、将来の世代のための地球の資源を保有していること、およびこの遺産を保全し、また、利用する場合には賢明に利用するよう確保する義務を有していることに留意し、利用するよう確保

環境、生態系、遺伝子、科学、考古学、レクリエーション、文化、教育、社会、および経済の観点から、野生生物が有する永遠の価値を認識し、

特に、国家の管轄権の境界を横切って移動する野生動物種に注意を払い、

国家は、自国の国家管轄権の境界内に生息するか又はそれを横切る移動性野生動物種の保護者であり、また、そらからなければならぬことを認識し、

移動性野生動物種の保全および効果的管理は、かかる種がその生活史のいずれかにおいて生息するにいたる、国家管轄権の境界の範囲内において、すべての国にによる努力行動を必要とすることを強調し、

国際連合人間環境会議（ストックホルム、一千九百七十二年）によって採択され、また、国際連合総会の第二十七会期において賛意をもつて賛意されたその行動計画の勧告三十一を想起し、

次のとおり決定した。

第一条 解釈

- この条約の適用上、次のように定める。
 (a) 移動性の種とは、野生動物の種又は種より下位的個体群であつて、その個体群の大部分が周期的に規則的に複数の国境を横切るものとし、
 (b) 移動性の種の保全状況とは、移動性の種に対して作用している影響であつて、当該種の長期的な分布及び個体増を左右するようなものの総量をい、
 (c) 保全状況は、以下の場合に良好であることを
 ① 移動性の種の個体数が長期的に維持するに充分な生息地が現存し、また、予見可能な将来にわたつてそれが存続すると考えられる場合
 ② 移動性の種の地理的範囲が現時点で減少しておらず、また、長期的に見て今後も減少するおそれない場合
 ③ 移動性の種の個体数が長期的に維持するに充分な生息地が現存し、また、予見可能な将来にわたつてそれが存続すると考えられる場合
 ④ わたつてそれが存続すると考えられる場合
 (d) 保全状況は、(c)に示されている要件のいずれかに反する場合には、良好ではないとされる。
 (e) 特定の移動性の種との関係において、絶滅のおそれがあるといふことは、当該種がその地理的範囲のすべて又はその重要な部分において絶滅する危険性をもたらすことを意味する。

(e) 地理的範囲とは、移動性の種が、その通常の移動ルートのどこかで、生息し、一時的に留まり、通過し又は上空を飛行する陸域及び水域のすべての区域をいう。

(f) 生息地とは、移動性の種の地理的範囲のうち、当該種にとって好ましい生存条件を備えているいわゆる区域をいう。

(g) 特定の移動性の種との関係において、地理的管轄国とは、当該種の地理的範囲のいずれかの部分において管轄権を行使する国又は国家管轄権の境界を越えて当該種を捕獲している船舶の船舶国をいう。尚、場合によっては、それには、(h)に触れる国際組織も含まれる。

(h) 推進とは、操縦するなどして、推進する、操作するなど、生息するなど、國にかけること若しくは漁者のうえ駆除するなど又はこれらの行為に取りかかろうとすることなどをいう。

(i) 相互協定とは、この条約の第四条及び第五条に定められていて移動性の種の保全に関する国際協定をいう。

(j) 締約当事者とは、國家、又は、主権国家によって構成されていて規範統治機関であるてこの条約の実効的適用を受ける事柄に関する国際合意の交換、決定及び適用について権限を有するものとせらる。

2 この条約の締約当事者である地域経済統合機関は、その権限内の事柄について、この条約によってその機関の加盟国に対して与えられている権利及び義務を、自己のものとして行使し、履行することができる。この場合には、当該機関の加盟国がかかる権利を個別に行使することは認められない。

3 この条約において、出席しあつ投票する締約当事者の三分の一以上の多数又は全会一致を要する決定

が定められている場合に、それは、出席した締約当事者であつて賛成又は反対の投票を行つたものとし、投票票を棄権した締約当事者は、多數を離脱するにあたつて、出席しあつ投票する締約当事者の中に含まれて計算してはならない。

1 締約当事者は、移動性の種を保全することの重要性、並びに、地理的管轄国が、可能であつて適切なかぎり、このための行動の実施に合意すること、保全状況が良好でない移動性の種に対して特別な注意を払うこと、また、個別に又は努力して、かかる種及びその生息地を保全するための適切かつ必要な措置をとることの重要性を認識する。

2 締約当事者は、いかなる移動性の種についても、それが絶滅のおそれのある状態に陥ることを防止するための行動をとる必要性を認識する。

3 締約当事者は、とりわけ、以下のリストを行つ。

(a) 移動性の種に関する調査を実施し、支援し及びそれに協力するなど
 (b) その附屬書Iに掲げられていて移動性の種に対して緊急の保護を実施するなど、及び
 (c) 附屬書IIに掲げられていて移動性の種の保全及び管理に関する補足協定を締結する等努力をとどめること

第三条 絶滅のおそれのある移動性の種

(附屬書I)

- 附屬書Iには、絶滅のおそれのある移動性の種を掲げる。
- 信頼し得る根拠（それには、入手し得る最善の科学的根拠が含まれる）により絶滅のおそれがあるとされた移動性の種は附屬書Iに掲げることがができる。
- 附屬書Iに掲げられていて移動性の種の保全及び管理に関する補足協定を締結する等努力をとどめる

につれて締約当事者会議が次の両方の決定を行つた場合には、当該種は附屬書Iから削除することができる。

(a) 信頼し得る根拠（それには、入手し得る最善の科学的根拠が含まれる）により、当該種には、もはや絶滅のおそれはないこと、及び
 (b) 附屬書Iからの削除に伴う保護の低下によつても、当該種が再び絶滅のおそれのある状態になる可能性はないこと

4 附屬書Iに掲げられていて移動性の種の地理的管轄国である締約当事者は、以下のことに努める。

(a) 当該種の生息地であつて、その種を絶滅の危機から救うために重要なものを保全し、及び、可能であり適切であれば、その原状回復を行うこと
 (b) 当該種の移動を著しく困難にし又は妨害するような、活動又は障害の悪影響を防止し、除去し、減少させ又はその対応策をとること、並びに当該種を絶滅のおそれのある状態にする要因又はその状態を一層悪化させる可能性のある要因を防止し、減少させ又は根絶すること（それには、外来種の導入を厳しく規制すること又は既に導入されている外来種を管理し若しくは除去するなども含まれる）
 (c) 可能であり適切である限りにおいて、当該種を

5 附屬書Iに掲げられていて移動性の種の地理的管轄国である締約当事者は、当該種に属する個体を捕獲することを禁ずる。この禁止に対する例外は、その内情が明確であり、また、場所及び時間が既定されてしまうことのない場合として以下の場合に限つて認められる。その場合の捕獲であつても、当該種を害するように行つてはならない。
 (a) 科学目的の捕獲の場合
 影響を受けている種の繁殖又は存続を確保する